

25循環第319号
平成25年7月1日

一般社団法人愛知県産業廃棄物協会会長 様

愛知県環境部長
(公印省略)

「廃棄物となった牛のせき柱の取扱いについて」の一部改正について (通知)

日ごろは、本県の環境行政に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

さて、このことについて、平成25年6月20日付け環廃対発第1306202号及び環廃産発第1306201号により、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長及び産業廃棄物課長から別添のとおり通知がありました。

この通知によれば、平成25年2月1日から、食品を製造、加工又は調理する場合等において、原則として、せき柱を原材料として使用してはならないこととされている牛海綿状脳症(BSE)発生国又は発生地域において飼養された牛(特定牛)の定義が改正されるとともに、規制の対象となるせき柱の定義が改正され、特定牛及び規制の対象となるせき柱の範囲が縮小されました。

これに伴い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第9条第10号(産業廃棄物収集運搬業の許可を要しない者)の対象範囲も縮小されました。

つきましては、貴団体会員に対する周知をお願いします。

担当 資源循環推進課産業廃棄物グループ
電話 052-954-6235 (ダイヤル)